



家電リサイクル法の運用上の問題点は何か

1. はじめに

今年4月の新聞記事によると、マンスリーマンションを全国展開している大手の不動産事業会社が廃家電の引き取り義務について環境省・経産省から改善勧告を受けた。

同じ記事に環境省は「家電リサイクル法には全国展開の大手企業にも認識されていない部分があることが判明した」とある。

2. 家電リサイクル法の問題点

何が認識されていないのか？ 次に例示する。

①家電リサイクル法の対象品は何か？

- ・該当する製品が、超古くて資源化不能なものも家電リサイクル法の対象か？
- ・作業現場で、重機でポンコツ状態にした場合は家電リサイクル法の対象外か？

②誰がリサイクル費用を負担するのか？

- ・賃貸住宅等で不動産業者の管理物件では入居者か、家主か、不動産屋か？
- ・家電量販店にて購入し工事をした場合、下取り回収では量販店が該当か？

③対象品目に該当するかの判断基準は

- ・液晶テレビは該当するのか。携帯用の液晶テレビは該当するか、モニター画面でも切替えてテレビ視聴可能な物は？
- ・大型スクリーンのテレビは該当するのか（家庭用の大型スクリーン有り）

④排出者により manifests 伝票使用の可否

- ・家電リサイクル法の対象は一般家庭であるが、同一製品を事業所にて排出すると産業廃棄物となる。
- ・一廃、産廃の区分の曖昧さが家電リサイクル法の盲点ではないか。

⑤リユース（再使用）と家電リサイクルの区分が曖昧

- ・区分の曖昧さは家電リサイクル法の宿命であり、当初の見込み違いはやむを得ない。

・リユース目的で引き取りをしたが、事情でリユースできなかった場合、スクラップの処理ルートに流れる場合が多い。

3. 現状の家電リサイクルの回収率（2021）

- ・2023.6に2年前の回収率が公表された。全体で68.2%とのこと。残りの31.8%は不用品回収業者ルートでスクラップとして処理され、海外にも輸出されている。
- ・回収率68.2%は、過去の実績に比較すると一応は改善している。

4. 賃貸住宅において古いエアコンを新品に取り換えた場合

①入居者が自分で購入して取り換えた場合

- ・家電の購入店業者に引き取り依頼する。
- ・指定引き取り場所に自分で持ち込む

②大家さんが工業者に依頼して取替え

- ・大家さんの事業に伴った排出の産廃扱い
- ・工業者から購入による「下取り回収」

③管理委託の不動産屋に依頼して取替

- ・不動産屋の事業に伴う産業廃棄物
- ・業者から購入の工事で下取り回収

5. 現状の評価と問題点は何か？

- ・法の制定時の「廃家電製品の減量化と資源化リサイクルのため」法律は意義あり。
 - ・TVのPCB部品の除去、冷蔵庫・エアコンのフロンガスの抜取りの役割は評価。
 - ・家電製品の技術開発、仕様の多様化など当初の予測不能な技術開発などの変化に現実には十分に対応できていなかった。
 - ・家電リサイクル券を付けた廃家電製品がスクラップ処理されるケースが少なく無い。
 - ・製品開発が盛んな家電については、家電リサイクル法と同時に「リユース」による製品活用の活動が今後の課題と思う。
 - ・家電リサイクル法があることで、まだリユースできる製品まで「家電リサイクル法」の枠の中で処理しようとする傾向が見られる。
- 以上